

# 行為の許可申請および寄附申込の手続きについて

公共柵(汚水・雨水)や下水道管等を本市の公共下水道へ接続するには許可(下水道法第24条)が必要となります。

許可を受けるには下記要領により「行為の許可申請書」を提出してください。

また、接続工事完了時点では接続施設は申請者の所有のままです。公共下水道に接続された施設は基本的に市で管理してまいりますので、工事完了後は速やかに「行為・占用に係る工事完了届出書」を提出すると共に寄附の申込み(寄附申込書の提出)を行ってください。手続きをされませんと市では管理出来ませんので、忘れないようお願いいたします。

